

平成 27 年 6 月 24 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年（〇〇）第●●号 国家賠償請求控訴事件（原審・東京地方裁判所平成
●●年（〇〇）第●●号）

口頭弁論終結日 平成 27 年 5 月 11 日

判 決

控訴人 株式会社 X

被控訴人 国

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、金 3 5 2 3 万 0 0 4 2 円及びこれに対する平成
25 年 2 月 6 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。

第 2 事案の概要（以下、特に注記しない略語は原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人が、歯科医である A から、同人が本件第三債務者らに対して
有する診療報酬債権を譲り受け、第三者対抗要件を具備したにもかかわらず、
東京国税局長が、A の滞納国税の徴収のために、上記診療報酬債権について本
件差押処分を実施したが、同処分は、上記債権譲渡、対抗要件具備の事情及び
A の滞納国税の一部が時効によって消滅していることを看過して行われた違法
なものであり、本件差押処分により、控訴人に合計 3 5 2 3 万 0 0 4 2 円の損
害が生じたと主張して、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、被控訴人に対し、同損

害とこれに対する不法行為の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

- 2 原判決は、控訴人らは債権譲渡について第三者対抗要件を具備していないから、本件差押処分により控訴人の権利が侵害されたものとは認められないとして、控訴人の請求を棄却した。

これに対し、控訴人が控訴をして、第1記載のと通りの判決を求めた。

- 3 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の2項及び3項（原判決2頁13行目から9頁2行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決別紙物件目録を本判決別紙物件目録に改める。
- (2) 原判決4頁24行目「平成21年8月1日より前に」から同26行目「譲渡する旨の」までを「平成21年8月1日頃、控訴人がAに対して同日までに貸し付けた債権及び今後貸し付ける債権の弁済のためにAが将来取得すべき診療報酬債権を控訴人に譲渡する（将来の集合債権譲渡担保）旨の」に改める。
- (3) 原判決5頁3行目「原告のAに対する」を「Aの控訴人に対する」に改める。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人の請求は、理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1項（原判決9頁4行目から26行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 以上によれば、控訴人の請求を棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官 水野 邦夫

裁判官 若林 辰繁

裁判官 新谷 晋司

(別紙)

物 件 目 録

- 1 所在 神奈川県川崎市
家屋番号 ●●番 9
種類 共同住宅
構造 木造スレート葺 2 階建
床面積 1 階 6 2 . 1 0 平方メートル
2 階 6 2 . 1 0 平方メートル
- 2 所在 長野県北佐久郡
地番 ●●番 2 1
地目 宅地
地積 8 4 1 . 3 3 平方メートル
- 3 所在 長野県北佐久郡
地番 ●●番 3 2
地目 宅地
地積 4 3 3 . 6 2 平方メートル
- 4 所在 長野県北佐久郡
地番 ●●番 5 5 1
地目 山林
地積 5 2 平方メートル
- 5 所在 長野県北佐久郡

地番 ●●番 6 7 6
地目 山林
地積 1 5 1 平方メートル

6 所在 長野県北佐久郡

家屋番号 ●●番 3 2

種類 居宅

構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1 階 1 3 0 . 6 1 平方メートル

 2 階 2 8 . 9 8 平方メートル